

第5章 活用・整備

※「平成28年（2016年）熊本地震」による記載内容への影響について

保存活用計画とは、史跡の持つ本質的価値を確実に将来へと継承するために策定するものであり、震災により適切な活用・整備が制限される状況であるとしても、その目的を達成するための基本的な考え方を示す必要がある。このため本章では特に熊本城の本質的・普遍的価値に基づいた活用・整備の基本方針について記載する（施設の分布図等は震災前の状況）。

具体的な活用と整備（復旧復元）の方法については、本計画を上位計画として平成29年度に策定する「熊本城復旧基本計画」において示すものとする。

第1節 活用

1 活用の現状と課題

文化財を次世代へ継承していく上で、その大切さを多くの人々に伝えていくことが不可欠であり、このため文化財の活用による理解促進が必要である。

また、文化財の保存と活用の好循環を創り上げていく視点も重要であり、文化財を核にした様々な取り組みを進め、それにより生まれる社会的・経済的な価値を地域の魅力向上や文化財の保存、新たな文化創造へと還元する視点も求められる。

特別史跡熊本城跡については、歴史遺産としての価値はもとより、観光資源としての価値、オープンスペースとしての価値が高いことから、現在まで様々な活用がなされてきた。このため、熊本市は、熊本城跡の本質的な価値を損なうことのないよう「熊本城の管理に関する取扱要領」等を定め、保存と活用とのバランスを取ることを図ってきたところである。

これまでの活用状況としては、本丸一帯を入園料を徴収する有料区域として、西出丸などを無料区域として設定しており、石垣をはじめ、熊本城の本質的価値を構成するほとんどの要素を公開することで、多くの人々が熊本城に親しみ、理解を深めることができるような環境を維持しつつ、都市公園（総合公園）でもあることから市民の憩いの場として活用されている。また、市民の熊本城への理解を深め、熊本城を身近に感じてもらうため、重要文化財・復元建造物等の一般公開、工事現場見学会、子どもや中学生を対象とした体験学習、くまもとお城まつり、熊本城マラソン等の多彩な行事を実施してきた。

このような取り組みにより、国際的な大手観光ウェブサイトにおける「行ってよかった日本の城ランキング」で平成25年（2013）から3年連続日本一となっている。また、一口城主制度においても多額の寄付が寄せられている。このように、これまでの活用によって、市民・県民はもとより国内外の多くの観光客からも熊本城跡の価値が理解され、「熊本城跡を大切に保護し未来へ継承していく。」というコンセンサスを得ているといえよう。

今後は更なる魅力向上のため、教育学習機能の充実や、ストーリー性のある情報の発信等、熊本城跡での滞在時間の延長や訪問回数の増加に繋がるような活用が期待されている。同時に、

全国のほかの史跡での活用事例も参考としながら、歴史を感じることができる積極的な活用方法の検討を重ねていく必要がある。

また、そうした中でも、熊本城跡を大切に保護し未来へ継承していくために、熊本城跡の本質的な価値を損なったり、熊本城に相応しくない活用は行わないという理念を堅持していくことが重要であることは言うまでもない。

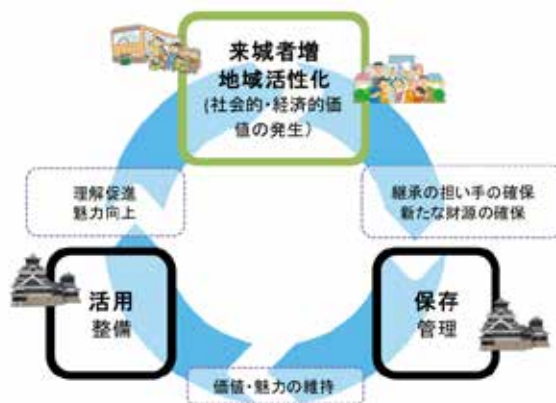
2 活用の方針

特別史跡熊本城跡の確実な保存と適切な活用を推進するため、活用の現状や課題を踏まえ、以下の基本方針のもと、活用を行っていくものとする。

(1) 活用を進めることで史跡の本質的価値の理解を深め、恒久的な保護気運の維持に努める。

(2) 史跡の本質的な価値の保存を前提とした活用を行う。

(3) 他の史跡での事例等を参考としながら、更なる教育・学習機能の充実に努めるとともに、地域や関連施設等と連携した活用を行うなど、地域の魅力向上に資する活用を行い、保存と活用の好循環を創り上げる。



3 活用の方法

(1) 教育・学習機能の充実

熊本城跡は、石垣・建造物・景観等の多面的な構成要素があり、教育・学習の題材として有効である。それらを見学するなどの実体験を通して、貴重な文化財を後世に引き継ぐことの大切さへの理解を深めていくことができる。さらに、重要文化財建造物等のうち、通常は公開していない箇所での特別見学会・遺構確認調査等の現場・出土遺物の展示等、期間を限定した公開や企画性のある見学会等を開催することで、より大きな効果を得ることができる。そうした機会は、各種情報媒体を活用した啓発を計画的に実施していくことで、見学者の利便性を高め、理解の促進と見学者の増加につながるものと考えられる。

①学校教育における活用

市や県の教育委員会を通じ、小中学校及び高等学校等にはたらきかけ、学校行事・授業において、熊本城を教材とした副読本等を作成・活用するなど積極的に取り入れてもらう。また、学校への講師派遣の実施にも努めていく。

出土遺物・写真パネル等の熊本城関連史料の展示、また、熊本城跡の見学や熊本城の歴史文化体験施設であるわくわく座、熊本博物館の見学も促進していく。こうした見学・展示会

等の積極的な開催を図ることにより、郷土の歴史に誇りを持てる子どもたちを育成する一助としたい。なお、見学や展示に際しては、専門職員等による解説が有効ではあるが、学校の先生、あるいは児童・生徒だけでも、熊本城の十分な理解を得ることができるように、現地での案内板やパンフレット等の整備に努める。

②大学との連携の下での活用

大学の歴史・建築史・土木史等の研究者との共同研究を推進し、学会等での情報発信や専門分野からの助言・技術指導を通じて、熊本城の真正性を明らかにする。

また、都市学や観光学・経済学等の研究者や学生との共同研究を推進し、さまざまな側面からの検証やイベント開催時のアンケート調査等来園者の意識や行動等の分析等によって、効果的な活用手法を検討する。

③社会教育における活用

近年、観光の主たる目的の一つとして“学び”が注目されている。熊本城跡において社会教育的な活用を推進することは、社会の要請に応えることになり、それは来訪者の満足度を高め、ひいてはその増加をもたらすことになる。

学校教育と同様に、熊本城跡での現地見学・学習施設での見学・講師派遣・展示会の開催等を積極的に行っていく。見学に際しての細やかな環境整備を進めることで生涯学習の効果を高め、さらには熊本城跡で行われるさまざまな行事・催事において学習に結びつくような工夫をすることで、体験学習としての側面や社会教育・生涯学習のきっかけを持たせることもできる。

(2) 地域の魅力向上

特別史跡熊本城跡は日本を代表する城郭の一つであり、今も残る壮大な石垣や櫓・堀等の遺構、四季折々の景観、城の歴史的背景等によって、市民・県民のみならず、日本の歴史・文化に関心のある国内外の人々が大きな魅力を感じている城であり、世界的な知名度を持った歴史遺産である。

このようなことから、特別史跡熊本城跡を通じて、国内外に熊本をアピールすることによって、熊本城の魅力を地域の魅力へと広げていくとともに、市民の文化力^(※)の向上に繋げていく必要がある。

※文化力…文化の持つ、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力

①文化力の向上

特別史跡熊本城跡の総合的研究の成果を発信し、その歴史や特徴、物語について市民等が学習できる機会を創出し、文化力の向上を目指す。

②見学会の充実

定期的に行っている城内各所での見学会のほかに、歴史的建造物や石垣保存修理・復元整備・発掘調査等の機会を利用して積極的に見学会や体験会を実施し、日頃触れることのできない魅力も伝えていく。

③熊本城関連施設との連携

熊本市内には、熊本城が持つ多彩な魅力を構成する文化財や施設が多数存在する。熊本城を拠点にストーリー性^(※)を持たせた回遊ルートを設定し、より深く歴史・文化を体感できるよう情報提供を行う。

※ストーリーの例…加藤清正、細川代々の藩主、城下町、西南戦争、江戸時代の文化等

④観光振興

熊本市の観光行政において、特別史跡熊本城跡の保存と活用は観光振興での大きな実績をもっているが、より有効的な観光振興を図るためには、市・県民や国内外からの観光客等の要請・要望を把握する必要がある。

そのために地域団体や関係団体等との連絡協議会等を定期的に行い、意見の集約・把握に努めていく。また、「(1) 教育・学習機能の充実 ②大学との連携の下での活用」でも述べたように、イベント開催時等に来園者アンケートを実施し、ニーズを把握しつつ、実施可能なことについては、史跡保存の視点にも最大限の注意をはらいながら検討する。

⑤熊本城ホールの活用

特別史跡熊本城跡の更なる活用を図るため、「世界遺産・二条城 MICE プラン」のような他史跡での活用事例を参考にしながら検討を行い、熊本城跡ならではの熊本城ホールとの連携を構築して相互活用を進める。

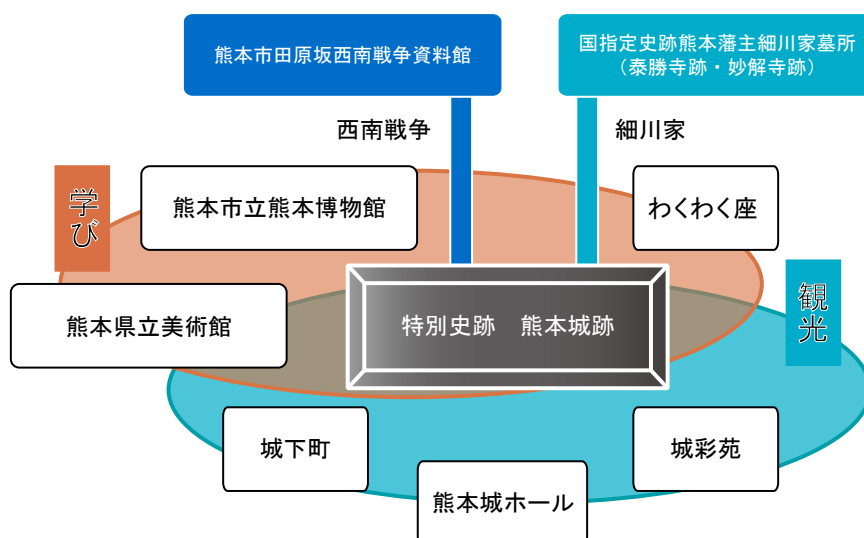


図 44 周辺施設等との連携イメージ

第2節 整備

本章冒頭でも述べたとおり、震災により適切な活用・整備が制限される状況であるとしても、その目的を達成するための基本的な考え方を示す必要がある。

このため、本節では、熊本城跡の本質的・普遍的価値に基づいた整備の基本方針について記載する（施設の分布図等は震災前の状況）。

1 整備の現状と課題

特別史跡熊本城跡では、史跡の本質的価値の保存と活用、見学者の快適性・安全性の維持向上のために、復旧や復元整備等を長年にわたって行ってきた。今後も特別史跡熊本城跡を適正な状態で将来へと継承していくため、さまざまな整備を行っていく必要がある。

(1) 石垣の整備

特別史跡熊本城跡の石垣は、昭和41年度から文化庁及び熊本県の補助を受けて、継続的に復旧や復元整備を実施してきた。

石垣の現状をみると、経年及び樹木による孕みやずれの発生等で復旧を必要としている箇所は数多くあるが、多額の費用を要することや伝統的な石垣の構築技術の継承が課題である。

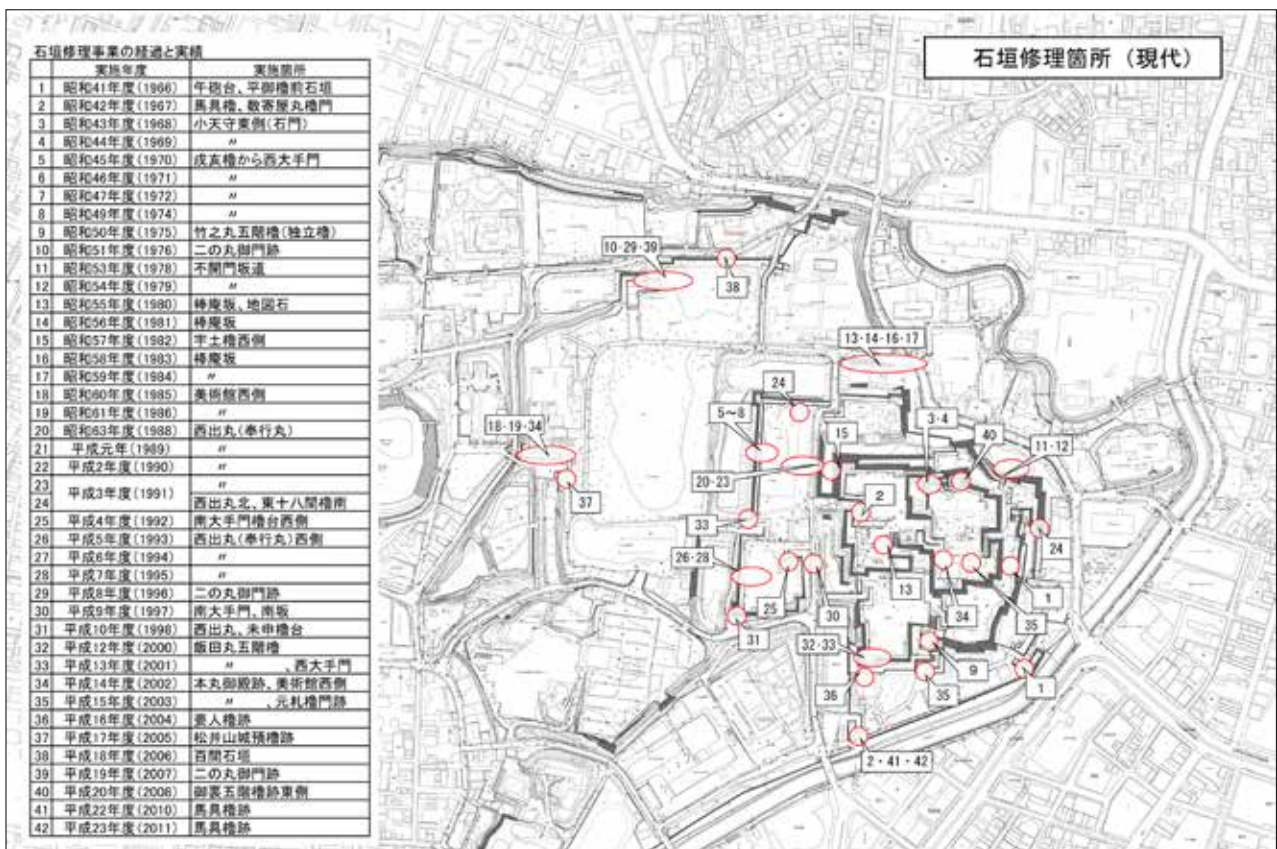


図45 石垣修理箇所（現代）

(2) 建造物の整備

重要文化財建造物は概ね 30 年周期で保存修理を行っている。その多くに経年劣化等による損傷が多く見られ、保存修理の時期が近づいている。また、重要文化財建造物に対しても耐震対策を取ることが求められている。

復元建造物についても経年劣化等による損傷があり、その他城内施設も含めて維持補修を計画的に行っていく必要がある。特に大小天守においては、昭和 35 年（1960）の再建以降 50 年以上が経過しており、耐震対策等の施設整備を実施する必要がある。

建造物の整備にあたっては、石垣と同様に多額の費用や伝統技術の継承が課題であることに加えて、耐震基準や防火避難設備等の現代の建築基準関係規定との適合も課題である。

(3) 公園整備

熊本城公園は、昭和 21 年（1946）に都市計画決定された熊本城緑地を名実ともに都市公園として整備するため、昭和 37 年（1962）に名称と区域を改め、新たに都市計画決定された。そして、史跡内には、二の丸芝生広場・三の丸憩いの広場のような多目的広場や駐車場等見学者が快適かつ安全に熊本城内で過ごすことができるように整備されてきた。

こうした公園整備は、見学者の快適性・安全性の維持向上を図りながらも、特別史跡熊本城跡の本質的価値や景観を損ねることがないように進めていくことが必要である。

【都市公園としての整備】

公園名称：熊本都市計画公園 5・6・1 号 熊本城公園

公園種別：総合公園

公園面積：56.3ha

都市計画決定：平成 3 年（1991）2 月 27 日（当初昭和 43 年〔1968〕7 月 9 日）

元号（西暦）	事項
昭和 21 年（1946）	○千葉城緑地として都市計画決定（面積 75.15ha）
昭和 23 年（1948）	熊本城公園化計画
昭和 26 年（1951）	監物台樹木園設置
昭和 33 年（1958）	○千葉城後に熊本県立図書館建設 熊本城緑地に名称変更 区域一部縮小（第一高校、合同庁舎除外）（面積 72.30ha） 区域の追加（県営プールの追加）（74.0ha）
昭和 34 年（1959）	二の丸跡に県立熊本城プール竣工
昭和 35 年（1960）	合同庁舎建設 藤崎台県営野球場建設 西出丸に駐車場設置

昭和 37 年（1962）	○熊本城公園に名称変更 ○区域一部縮小（NHK 除外）（面積 56.02ha）
昭和 42 年（1967）	二の丸を中心とした約 42ha の整備事業認可（期間：昭和 42 ～ 48 年）
昭和 44 年（1969）	駐車場を二の丸に移転
昭和 49 年（1974）	三の丸地区、宮内地区の整備事業認可（期間：昭和 49 ～）（※）
平成 3 年（1991）	区域の一部追加（坪井川沿石垣等の追加）（面積 56.3ha）
平成 4 年（1992）	熊本城周遊バス運行開始
平成 5 年（1993）	二の丸休憩所・売店・便所建替完了
平成 23 年（2011）	桜の馬場城彩苑オープン 三の丸第 2 駐車場の暫定整備

○：都市計画決定事項

※宮内地区の都市公園整備事業について

熊本城公園の西側に位置する「宮内地区」については、本公園の西部方面からのアクセス地区として重要な地区として位置付け、昭和 49 年度より事業に着手し、以降事業計画変更(期間変更)を行いながら、公園整備を継続している。

2 整備方針

整備の現状と課題を踏まえた整備方針を下記のとおりとする。

- (1) 戦国時代から江戸時代、そして明治時代初期にかけて形成された遺構の保存を徹底することを前提とし、適正な状態で将来へ継承していくための整備とする。
- (2) 遺構確認調査や絵図・文献資料の総合的な調査・研究の成果に照らした史実を基本として整備する。
- (3) 現状の利活用を十分に踏まえた整備とする。
- (4) 公園整備については、熊本城跡としての本質的価値の保存と歴史的景観の維持に十分に配慮し、市民及び観光客の憩いの場となる整備とする。
- (5) 案内や解説・展示等を充実させ、市民及び観光客の特別史跡熊本城跡の本質的価値の理解を促す整備とする。
- (6) 史跡内の園路等見学者の動線の在り方を検討していく。
- (7) 原則として、文化庁、県教育委員会、特別史跡熊本城跡保存活用委員会及び関係者との協議、調整に基づいた計画等を作成した上で実施する。

※熊本城復元整備計画（平成 9 年度策定）

熊本城跡を「都市に潤いと風格を与え、市民に一層の誇りと心のゆとりを提供できる場」として整備することを目的に策定。この計画を基に、平成 10 年度から 19 年度にかけて短期（第Ⅰ期）計画として、西出丸一帯・飯田丸一帯・本丸御殿一帯の櫓・堀等の復元整備、平成 20 年度からは短期（第Ⅱ期）計画として、馬具櫓一帯・平左衛門丸一帯、西櫓門・百間櫓一帯の復元整備を行っている。

3 地区ごとの整備方針

地区ごとの整備方針については、地区ごとの保存・活用方針を前提に、以下のとおり定めることとする。

（1）本丸地区 「本丸城郭ゾーン」

本質的価値を構成する諸要素を確実に保存しながら、折り重なる石垣群や重要文化財建造物の櫓群、復元建造物等を活かした、往時の熊本城の有り様を体感できる地区として整備する。

（2）二の丸地区 「緑の憩い広場ゾーン」

景観を維持しながら遺構の明確化を進め、市民及び観光客が歴史を感じながら緑の中で憩うことができる地区として整備する。

（3）三の丸地区 「歴史学習体験ゾーン」

旧細川刑部邸や熊本博物館といった教養施設との相互連携を進め、熊本城を含めた熊本市の歴史や武家の暮らしなどを学ぶことができる地区として整備する。

なお、三の丸地区内の宮内地区では、昭和 49 年（1974）より都市公園整備事業が行われてきたが、このような公園整備においても本計画を十分に踏まえた整備を行っていくもの。

（4）古城地区 「古城歴史ゾーン」

良好に残る築城初期の石垣や坪井川沿いの石垣を確実に保存するとともに、往時の景観を体感できる地区として整備する。また、地区固有の歴史性を強調するとともに、本丸地区等との動線の確保を図る。桜の馬場地区については、特に「エントランスゾーン」と位置づけ、広大な史跡を訪れる見学者の見学の起点として整備する。

（5）千葉城地区 「文化交流ゾーン」

本丸地区と隣接した空間を活かし、史跡・公園整備等を行って旧城域としての史跡の一体的な保存を図る。あわせて、城下町側からのアクセスを意識したエントランスとして位置づけ、既存の文化施設等も活用して市民等が歴史文化・芸術に親しむことができるなど地域の魅力向上に資する地区として整備する。

(6) 新町地区 「新町城下町ゾーン」

惣構^(※)として新町地区を形成していた堀や土塁・門・地割等の要素を明示・広報しながら、加藤清正が城下町として整備した古町地区等とも連携した環境整備に努め、旧城域との連続性を体感できる地区として整備する。

※惣構…城の外郭（城下町）の内、堀や土塁で囲い込んだ区域。

4 整備の基準時期

加藤清正が築城した熊本城は細川家に引き継がれた後、幕末・明治初期まで存続した。そして、西南戦争の災禍を免れた宇土櫓等 13 の建造物が重要文化財として残り、「清正流」と呼ばれる曲線的な高石垣や堀等もよく旧状を保っている近世城郭である。

石垣や重要文化財の整備にあたっては、本来の姿に復旧することが原則であり、建造物の復元整備には、江戸時代の城絵図や指図、明治初期の古写真等の根拠が必要であるため、豊富な資料で確認できる幕末期を原則として基準時期とする。ただし、明治以降の熊本城の歴史も重要であり、発掘調査の成果等を精査し、城跡の理解促進に資する場合は保存の方法等を検討する。結果的に史跡全体の中で複数の時期を表示する場合があるため、案内板やパンフレット等でその時期を明示するなど見学者の誤認を防ぐ必要がある。石垣や公園整備による現代の構築物についても同様である。

5 整備の方法

(1) 主として保存のための整備について

①石垣

石垣の整備は、復旧（保存修理）の方法が用いられる。保存修理にあたっては、石垣の孕みやずれを測定する変位調査や石垣の現況記録である「石垣カルテ」を基にした石垣保存修理計画を策定した上で実施するものとし、個々の石垣が持つ歴史性やその構築技法、毀損の度合いや原因を明らかにした上で、その箇所に最も適した方法を選択し実施する。

積み直しの場合は、まず現状の詳細な記録を作成し、発掘調査による技法等の確認を行いながら石垣や裏込め石を解体し、元来の位置を適切に判断して実施する。復旧の範囲は必要最小限が原則であり、施工した範囲を明示することも重要である。

また、将来の石垣の毀損原因となる樹木は、早い段階での除去に努める。

②重要文化財建造物

重要文化財建造物の整備も、復旧（保存修理）の方法が用いられる。保存修理にあたっては、耐震診断及び毀損調査を基にした重要文化財建造物保存活用計画を策定した上で実施する。部材は可能な限り元来のものを使用し、伝統工法で行うことを原則とする。なお、建物周囲の排水機能の維持や樹木の伐採など環境整備も必要である。

③堀

堀は城郭らしさを構成する重要な遺構であり、史跡の本質的価値の理解や修景のためには露出した状態が望ましく、保存面を考慮しながら堀の本来の形状を維持していくための整備を行う。復旧の場合は、事前に適正な遺構調査等を実施し、その調査成果を基に設計し、施工する。また、堀の法面に自生した樹木の伐採や土砂の流入を防ぐなど堀本来の形状を維持するための環境整備も必要である。

④地下遺構

地下に埋没している遺構は盛土による保存が最良である。盛土の厚さは見学者や車両の通行にも影響を受けないように、かつ、盛土の重さで遺構が損壊しないように、遺構の特質に合わせた適切な厚さの保護盛土でなければならない。また、遺構の特質や場所によっては盛土内に保護材を使用したり、遺構に保存処理を施すなどの工夫を行う。

また、状況によっては盛土下の遺構の保存状態を観察することができるような配慮も必要であるが、通常は地表面に芝や砂利・舗装を行うなどその表面の維持に努めることによって地下遺構の保存状態の目安とする。

⑤井戸・排水溝・礎石等

地上に露出させた状態で遺構の保存が可能な場合は、その材質や形状に応じて補強や部分的な保護盛土を行うなどにより現状を維持していく。

⑥解説板・境界標等

特別史跡熊本城跡の本質的価値と、その保存の必要性について広く周知するために、調査研究の成果を踏まえながら、解説板・境界標等の整備を実施していく。

(2) 主として活用のための整備について

①石垣

熊本城の本来の姿を理解するためには、近代になって失われた石垣の復元整備が有効である。復元整備を行う場合、当該石垣の特徴や技法といった真正性を十分に検討した上で実施する。また、熊本城跡の特色の一つでもある西南戦争時の改変等についても十分な調査研究を進め、適切な整備を実施する。なお、復元整備した石垣の範囲や根拠等は解説板等で見学者に明示する必要がある。

②歴史的建造物

櫓や塀等の歴史的建造物の復元整備は、遺構確認調査や資料の研究及び重要文化財の保存修理によって得られた調査結果を基に価値付けを行い、史実に基づいて実施する。あわせて、復元根拠等を明示することも重要である。

③地下遺構

発掘調査で検出された地下遺構のうち、熊本城跡の理解を深めるために有益なものは、時期・性格等の詳細な調査研究を行い、その成果に基づいて遺構表示等を実施する。

なお、整備に伴う発掘調査は、熊本城調査研究部門が調査計画を策定した上で実施する。

④施設整備

ア 案内・解説・展示施設の設置

各遺構や地区の説明、歴史背景、調査・研究成果、整備事業の経緯等熊本城の理解を深めることができる情報を、案内板・解説板として適所に整備する。重要文化財建造物と復元建造物とは両者の区別を明示し、復元建造物内では、発掘調査出土品や使用材料の見本、整備工程や根拠等を解説したパネル等を展示する。

案内板等は、国外からの観光客にも配慮して多言語による表示とし、見学者の年齢や目的に応じて、パンフレットやガイドブック等で補完する。また、IT 機器を用いた文字・図面・音声・画像・映像等による解説機能を付加することも有益であるため、導入を検討していくことも必要である。

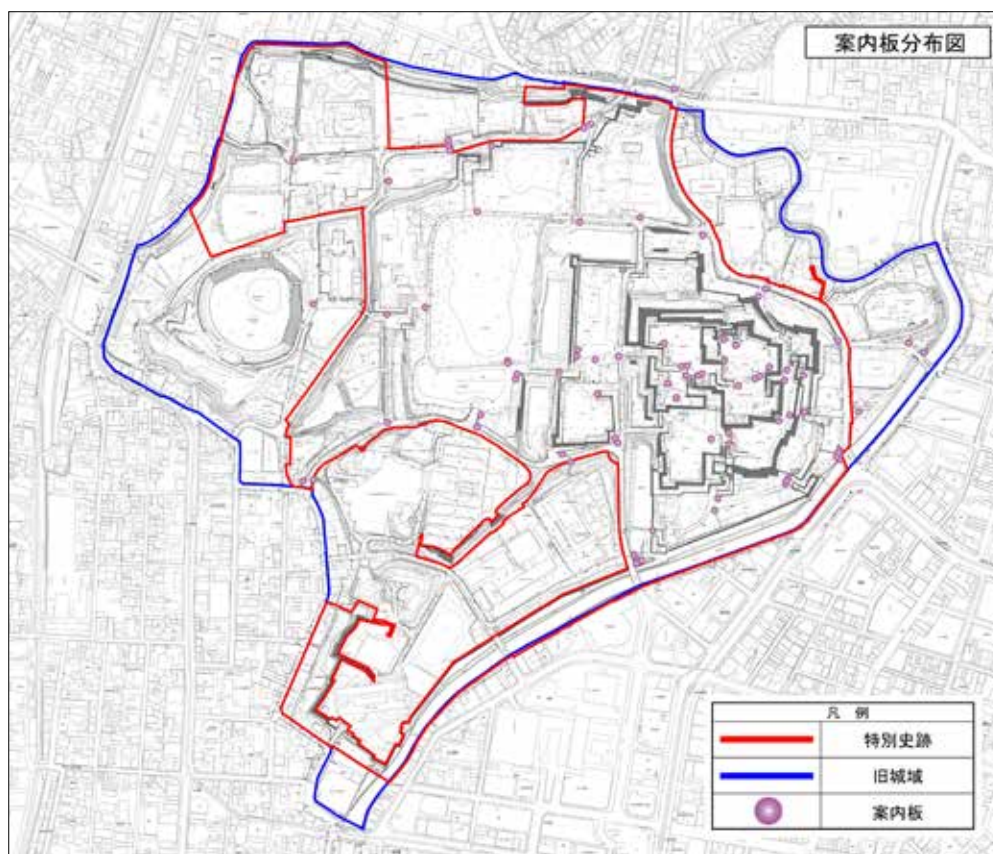


図 46 案内板分布図

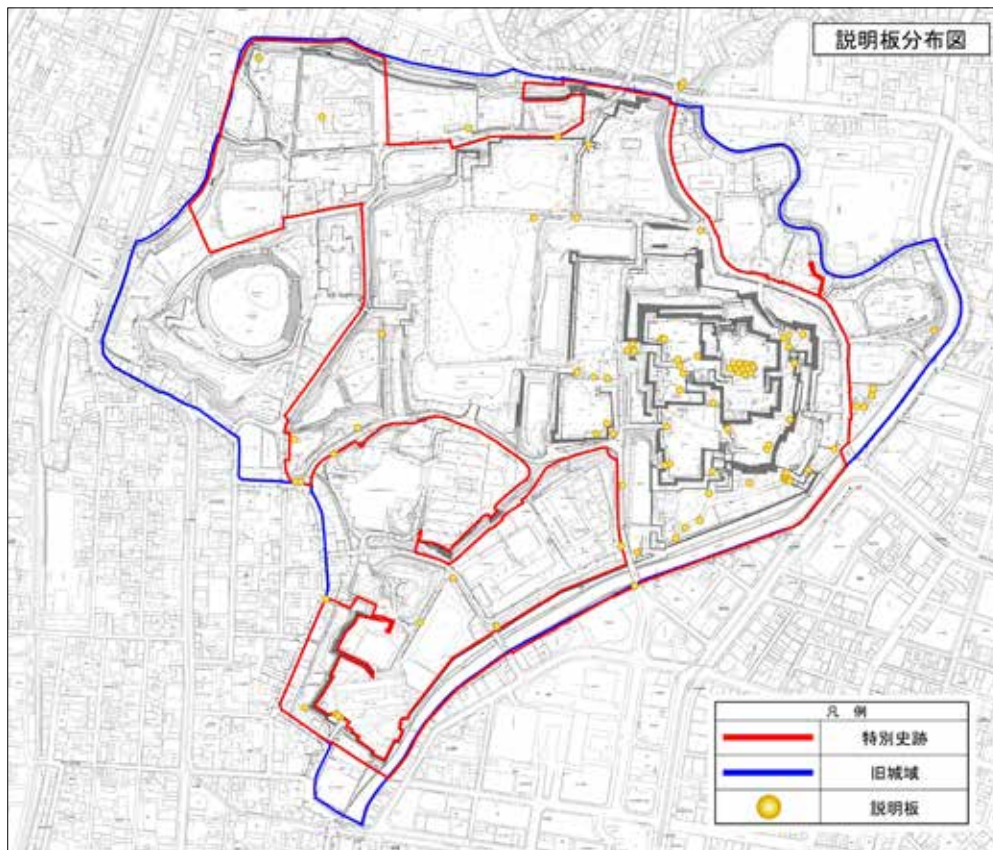


図 47 説明板分布図

イ 学習施設の整備

特別史跡熊本城跡には、熊本博物館・わくわく座・県立美術館本館等の教養施設がある。実物展示・模型展示・パネル展示・映像展示 VR（バーチャルリアティ）等を活用した体験型展示等から適切な方法を選択し、ガイダンス機能の充実に努める。

ウ 便益施設の整備

見学者が広大な史跡内において安全で快適に過ごすことができるよう、必要最小限の休憩施設・便所・照明・駐車場・売店等の便益施設を整備する。また、可能な限りバリアフリー化を進める。

なお、便益施設の整備にあたっては、景観への配慮が重要である。

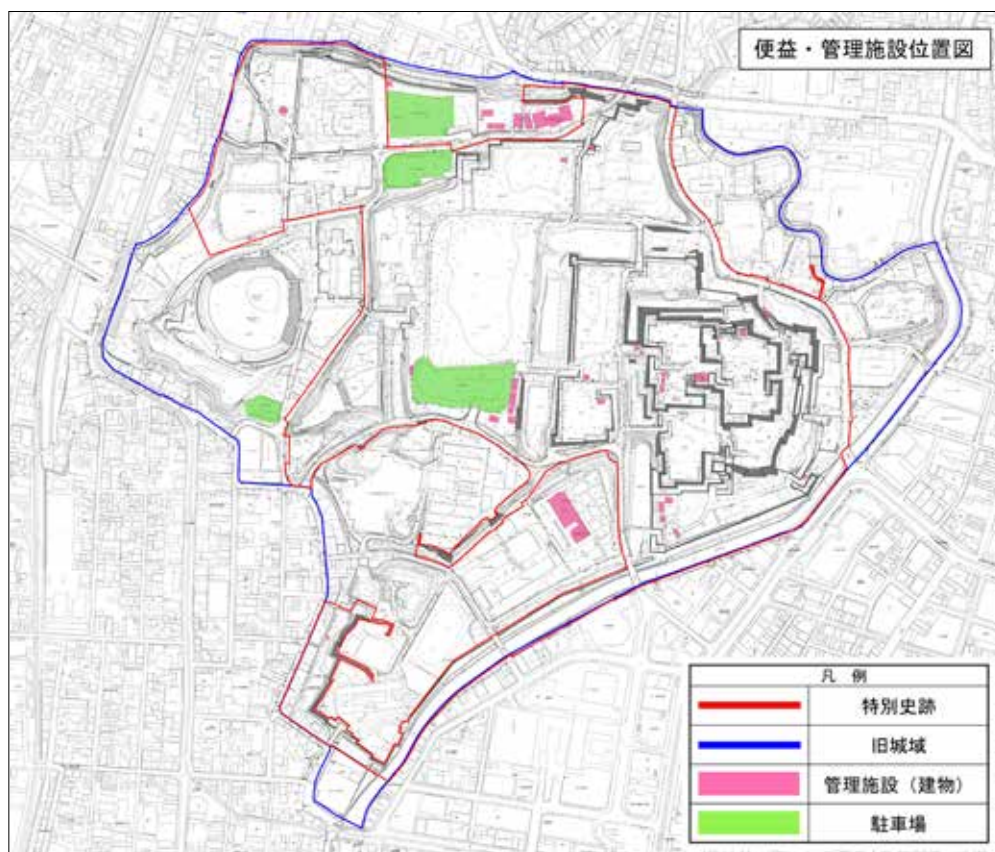


図 48 便益・管理施設位置図

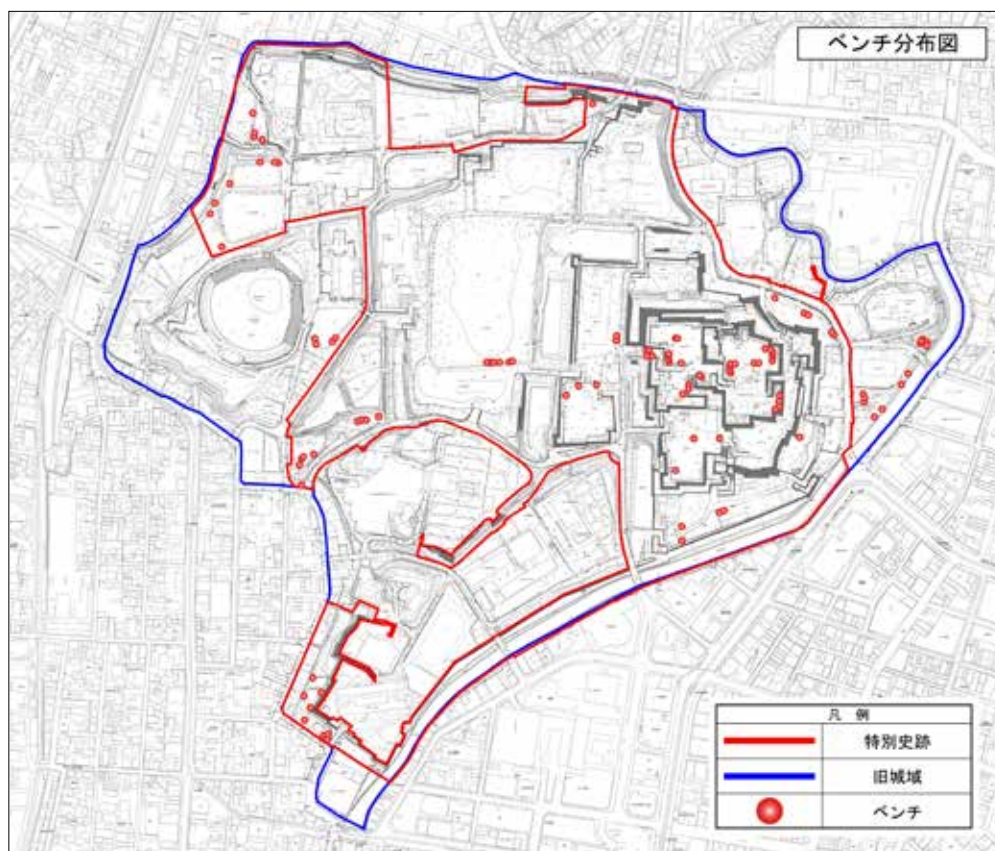


図 49 ベンチ分布図

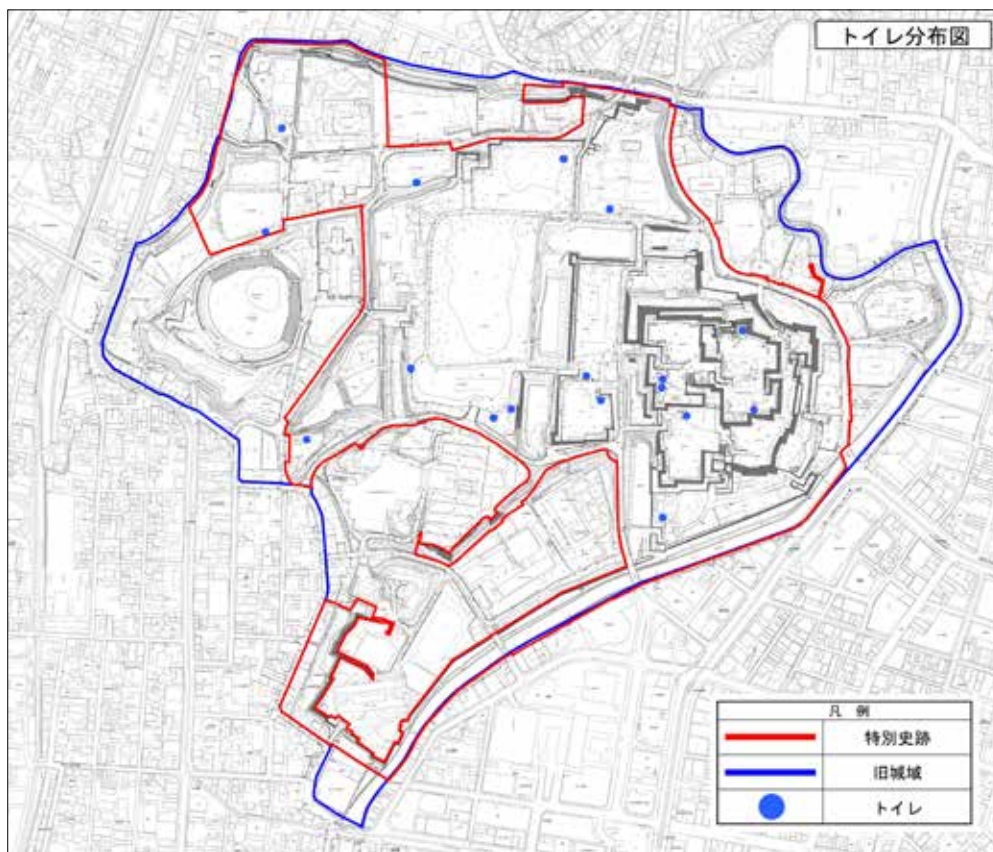


図 50 トイレ分布図

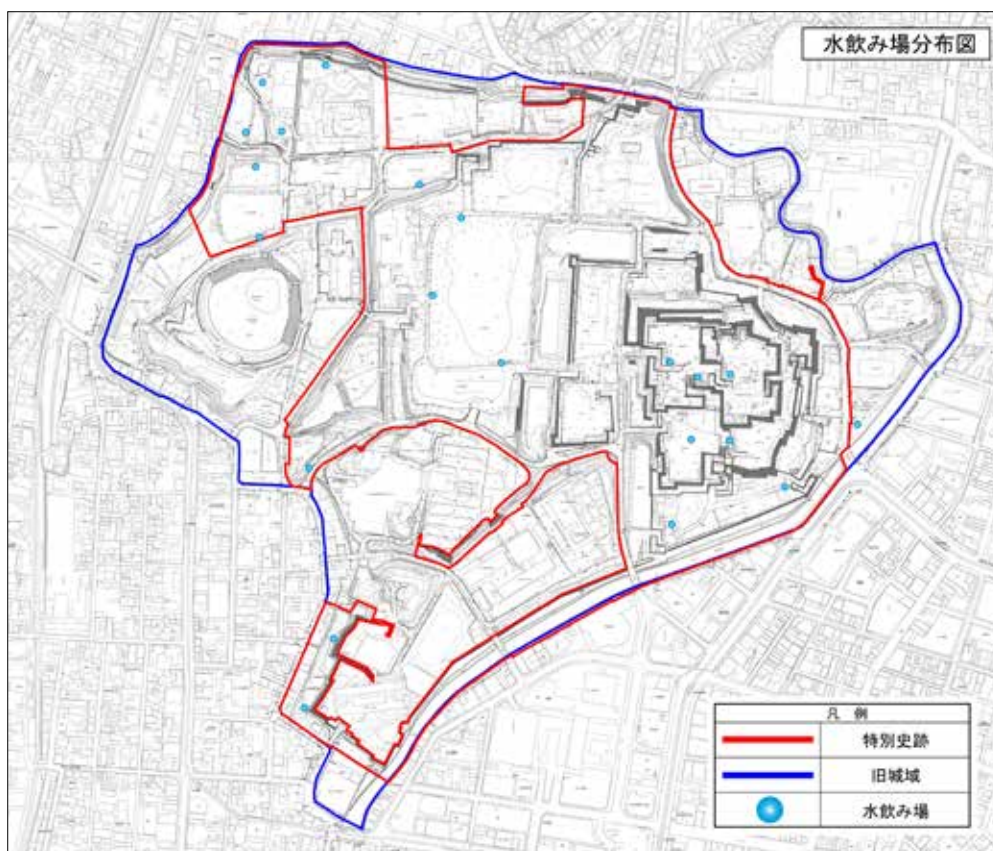


図 51 水飲み場分布図

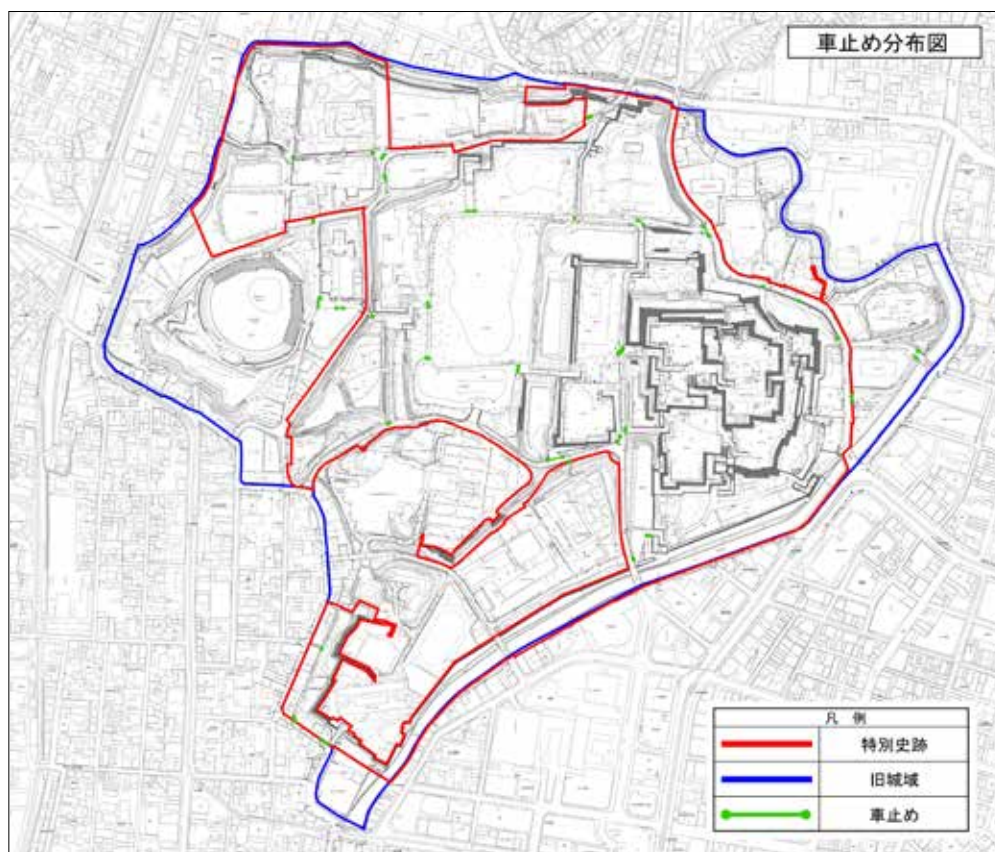


図 52 車止め分布図

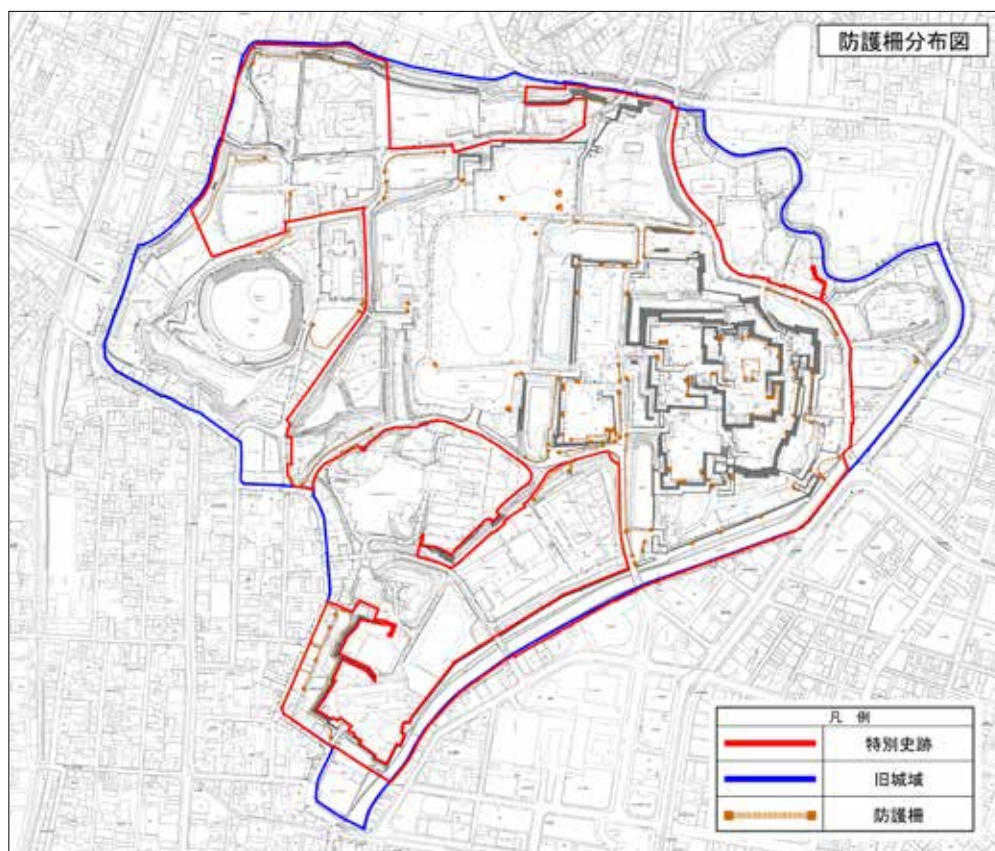


図 53 防護柵分布図

エ 公園整備

熊本城跡の景観と遺構の保護に十分配慮しながら、市民及び観光客の憩いの場として整備する。また、史跡内の園路は、歴史的動線を検討して特別史跡としての価値と魅力を顕在化させるとともに、見学者が広大な敷地を快適に移動できるよう、バス等も活用し、公園としての利便性の向上を図る。

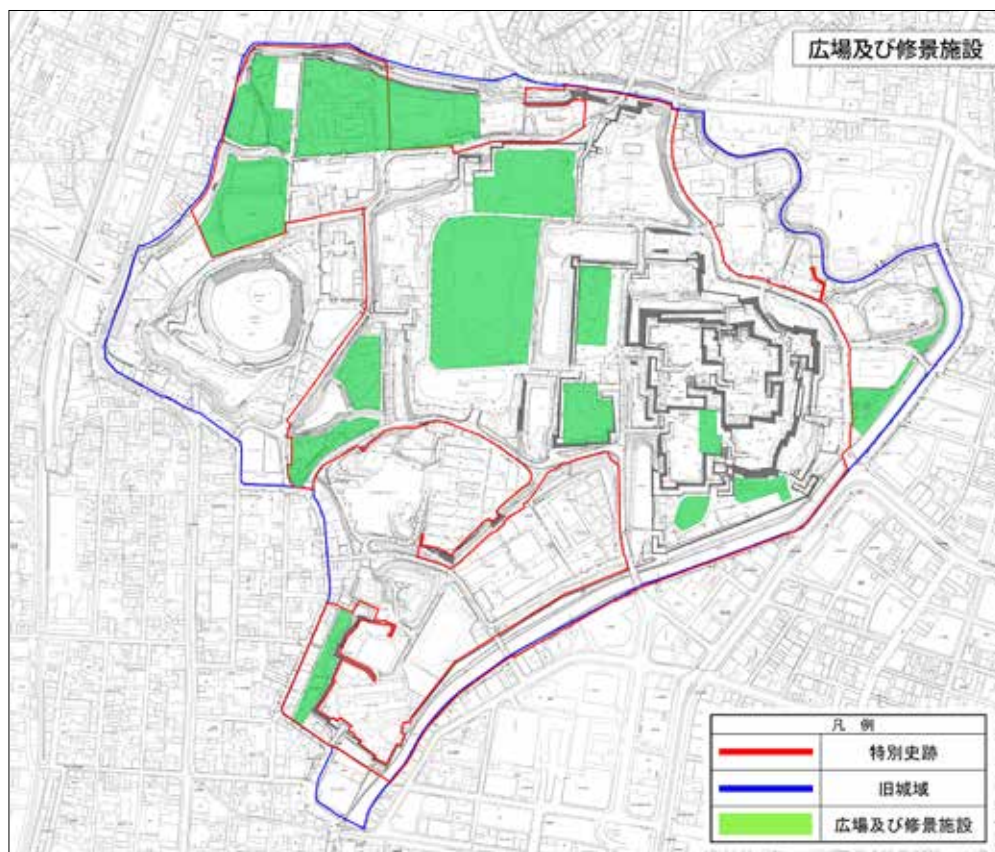


図 54 広場及び修景施設